

新会社法 A2Z

成功する企業経営のエンジン

FEB 2006 Vol. 11

特集

重要ポイントと実務対応「前編」
公布された法務省令の解説



株主総会招集の決定事項に関する規定

非公開・非大会社のための

モデル定款と作成上の留意点

誌上研修

内部統制システムと個人情報保護体制

会社法により重要度の増すことになる中小企業の定款について
モデル定款を示し、作成上のポイントを解説する。

司法書士法人鈴木事務所
鈴木龍介

会社法による既存株式会社の
定款の見直しポイント

新しい会社法の大きな特徴として、現行法と比較して「定款自治」が拡大したことがあげられる。すなわち、それは定款の「相対的記載事項」が大幅に増えることにより、企業の選択肢が広がることを意味し、既存の中小企業についても例外ではない。（定款の記載事項については、本誌Vol. 6の26～27頁を参照。）

なお、本稿における中小企業とは、株式会社で会社法上の非公開会社（公開会社でない会社）かつ非大会社（特例有限会社を除く）を念頭におくものである。既存の中小企業定款の見直しポイントは以下のとおり整理される。

みなし規定の反映（次頁表1）
用語の修正（次頁表2）
実質部分の変更

中小企業のための モデル定款と 作成上の留意点

非公開・非大会社（取締役会設置会社）の定款

のみなし規定は、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」という。）の経過措置により、定款変更決議を経ることなく、当然にみなされるものであるが、修正された規定を反映することをお勧めしたい。

の用語も、みなし規定と同様に読み替えることにより必ずしも変更は要しないが、あらためた用

語に修正すべきと考える。

モデル定款と 定款作成上の留意点

会社法における既存の中小企業のモデル定款を47頁以下に示す。

なお、機関設計については現行のものも踏襲し、「取締役会」および「会計監査権限のみを有する（業務監査権限のない）監査役」を設置するものとした。また、内

容については基本的事項にとどめ、中小企業においても検討の余地のある種類株式や役員の実任免除規定等について本稿は割愛した。

【目的】 （モデル定款第2条関連）

目的は、定款の絶対的記載事項（会社法27条1号）であり、登記事項（会社法91条3項1号）であることは現行と変更はない。



すずき・りゅうすけ 司法書士・行政書士。司法書士法人鈴木事務所代表パートナー。簡裁訴訟代理関係業務認定。近著に『速攻！新会社法』、『新しい不動産登記の実務・実例』（ともに中央経済社）。
司法書士法人鈴木事務所ホームページ
<http://www.suzukijimusho.com/>

表1 主なみなし規定

対象	経過措置	整備法条項
旧株式会社の定款	新株式会社の定款	66条2項
旧株式会社 (定款記載事項)	相当する新株式会社の定款の記載または記録	76条1項
旧株式会社	取締役会および監査役を設置する旨	76条2項
旧株式会社 (株式譲渡制限規定あり)	発行する全部の株式の内容として譲渡につき会社の承認を要する旨および会社法202条3項2号に規定する定めがある旨	76条3項
旧株式会社 (株券不発行規定なし)	株券を発行する旨	76条4項

目的の表現について、現行では、「商行為」や「製造業」などといった抽象的であいまいな表現ではなく、「〇〇の製造」などと事業内容が具体的であることを要し、登記申請時に法務局において相当厳格に審査される。

会社法においては、類似商号規制が撤廃されたことに伴い、具体性の要件が大幅に緩和される見通しである。現時点では法務局における審査の基準は不明であるが、

近々その指針が示され、それを踏まえた上、目的をより実情に合致したものに変更することも可能となる。

**【株券の発行】
(モデル定款6条関連)**

会社法においては、株券不発行が原則となり、定款に規定することで株券を発行することができる(会社法214条)。したがって、株券不発行である旨を定款に規定する法律上の必要性はないが、発行の有無を明示するために注意的に規定するものである。

なお、既存の株式会社については、現行で株券不発行規定がない限り、株券を発行する旨の定款の規定があるものとみなされる(整備法76条4項)。

**【株式の譲渡制限】
(モデル定款第7条関連)**

株式の譲渡制限規定を採用する場合、定款に規定する必要があることは、現行と変更はない(会社法107条1項1号)。

なお、既存の株式会社については、現行で株式譲渡制限規定がある場合、同様にその旨の定款の規

表2 主な用語の修正

現行法	会社法
発行する株式の総数	発行可能株式総数
1単元の株式の数	単元株式数
名義書換代理人	株主名簿管理人
(代表取締役の)選任	(代表取締役の)選定
営業年度	事業年度
利益の配当	剰余金の配当

定があるものとみなされる(整備法76条3項)。

また、会社法においては、原則として株式譲渡につき取締役会設置会社は取締役会、取締役会非設置会社は株主総会の承認を要することになるが、定款をもってその他の機関、たとえば代表取締役を承認機関と規定することもできる(会社法139条1項)。

**【役員任期】
(モデル定款第17条、第28条関連)**

会社法においては、原則として取締役の任期は選任後2年以内、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までである(会社法332条1項、336

条1項。任期の始期が、現行法の「就任」後から、「選任」後に変更されたことに注意)。

ただし、非公開会社の場合、取締役、監査役ともに、定款に規定することにより、その任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで伸長することができる(会社法332条2項、336条2項)。

**【取締役会の設置】
(モデル定款第20条関連)**

会社法においては、取締役会を設置する場合、定款に規定する必要がある(会社法326条2項)。

なお、既存の株式会社については、現行ではすべての株式会社に取締役会が設置されていることを踏まえ、取締役会を設置する旨の定款の規定があるものとみなされる(整備法76条2項)。

**【取締役会の決議の省略】
(モデル定款第23条関連)**

会社法においては、現行では認められていない取締役会決議の書面決議が、定款に規定することにより可能となる(会社法370条)。

株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社と称する。

注目! 目的の具体性の要件が、大幅に緩和される見通し。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 業務
- (2) 業務
- (3) 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 県 市に置く。

注目! 定款に規定のない場合は官報に(会社法939条4項)

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、株とする。

注目! 「発行する株式の総数」は「発行可能株式総数」に変更。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

注目! 株券不発行が原則になったが、注意的に明示。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式の譲渡または取得については、取締役会の承認を要する。

注目! 承認機関を他の機関と規定することも可能に。

(基準日)

第8条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

注目! 「営業年度」は「事業年度」へ変更。

第3章 株主総会

(招集)

第9条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

注目! 下線部は、株主、総会に出席しない株主が書面や電磁的方法によって議決権を行使することができることを指す。

(招集手続の省略)

第10条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第11条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第13条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

(株主総会議事録)

第14条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役

(取締役の員数)

第15条 当社の取締役は3人以上とする。

(取締役の選任及び解任)

第16条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任については、累積投票によらない。

取締役の解任は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって行う。

注目! 原則は「2年」だが、「10年」以内に伸長することが可能に。任期の設定は「就任」後から「選任」後に変更。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後N年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第18条 取締役会の決議により、取締役の中から、代表取締役1人を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

代表取締役は、社長とする。

(業務執行)

第19条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の設置) ← **注目!** 取締役会を設置する場合には、規定が必要。

第20条 当社は、取締役会を置く。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法) ← **注目!** 取締役会の決議要件は、定款で加重できるが軽減できない。

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略) ← **注目!** 現行では認められていない「書面決議」が可能に。

第23条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第24条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の設定及び権限) ← **注目!** 既存の小会社では「会計監査権限」のみを有するとみなされる。

第26条 当社は、監査役1人以上を置く。ただし、監査役は、会計に関する事項のみについて監査する権限を有し、業務について監査する権限を有しない。

(選任及び解任の方法)

第27条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

監査役の解任は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって行う。

(監査役の任期) ← **注目!** 原則は「4年」だが、「10年」以内に伸長することが可能に。任期の設定は「就任」後から「選任」後に変更。

第28条 監査役の任期は、選任後N年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(報酬等)

第29条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度) ← **注目!** 「営業年度」は「事業年度」へ変更。

第30条 当社の事業年度は、毎年 月 日から翌年 月 日までとする。

(剰余金の配当) ← **注目!** 「利益の配当」は「剰余金の配当」へ変更。

第31条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第32条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。